



最近、金融庁職員を名乗る者から、高齢者に対して「名義貸しの犯罪が判明すれば、財産を没収される。財産を管財人に預ければ全額保護される。」などと不安を煽りたて、宅配便を使用させ、多額の現金を騙し取る詐欺が発生しました。くれぐれもご注意ください。

具体的には、

- ① 高齢者の女性(被害者)は、実在する証券会社を名乗る男から、「あなたの名義を借りてA社銘柄の株式の取引をし、あなたの名義でその代金を振り込んだ。」との電話を受け、
- ② 当該女性(被害者)は、何事か不明であったところ、その数日後、A社を名乗る男から、「あなたの名前で、当社株式の購入にかかる振り込みがあったが、この度、あなたが名義を貸して取引を行ったことが判明した。名義を貸して代金を振り込むことは犯罪だ。」との脅しの電話があり、
- ③ 更にその後、金融庁職員を名乗る男から、「名義貸しの犯罪が判明すれば、あなたの財産が没収される。あなたが保有する財産を、今すぐに管財人に預ければ、その財産は全額保護される。指定する管財人の住所に、宅配便を利用して送付するように。」との電話があり、動揺した当該女性(被害者)は、「お金を送らなければ家族や周りの人に迷惑をかける」と思い、誰にも相談を行わないまま、繰り返し宅配便を使用して、多額の現金を送金した。

※上記①、②、③に登場する男は、同一犯人グループの一員

本件のように、金融庁や財務局が、個人の財産を没収することや、財産の没収回避を誘導することは一切ありませんので、上記のような不審な話は、「詐欺」と考えてください。このような連絡を受けた場合には、「きんざい金融ホットライン」06-6949-6259 若しくは「金融庁 金融サービス利用者相談室」0570-016811(IP 電話からは 03-5251-6811)まで情報提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

「きんざい金融ホットライン」

電話番号: 06-6949-6259 (受付時間 平日 9:00~17:00)

FAX: 06-6949-6790

MAIL: [k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp](mailto:k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp)

郵便: 〒540-8550 大阪府中央区大手前 4-1-76

近畿財務局 きんざい金融ホットライン

「金融庁 金融サービス利用者相談室」

電話番号: 0570-016811 (IP 電話からは03-5251-6811)

(受付時間 平日 10:00~17:00)

FAX: 03-3506-6699

ウェブサイトでの受付: <https://www.fsa.go.jp/opinion/>

郵便: 〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
金融庁 金融サービス利用者相談室